

○ 石川県警察における事務の専決に関する訓令(昭和39年石川県警察本部訓令第2号) 第5条に定める所属職員に専決させることができる事項について(通達)

〔令和7年2月28日務甲達第21号〕  
石川県警察本部長から部課署長宛て

対号 令和6年3月4日付け務甲達第31号「石川県警察における事務の専決に関する訓令(昭和39年石川県警察本部訓令第2号) 第5条に定める所属職員に専決させることができる事項について(通達)」

この度、石川県警察における事務の専決に関する訓令(昭和39年石川県警察本部訓令第2号) 第5条に定める警察署長が所属職員に専決させることができる事項について、以下のとおり定めたので、事務処理に遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、対号は廃止する。

記

1 専決させることができる事項及び専決者

別表のとおり

2 留意事項

- (1) 別表により専決することのできる事務であっても、重要又は異例と認められるものについては、上級者の決裁を受けなければならない。
- (2) 専決処理した事務についても、必要に応じて警察署長に報告しなければならない。
- (3) 警察署長は、別表の専決させることができる事務であっても、必要に応じて業務の実態把握に努めること。

3 施行日

令和7年3月21日

※別表省略